

(参考)情報連携の試行運用を行う 事務手続の一覧(年金関係手続)

(R4.6.20時点)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 6. 20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	1	1- -2ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
2	4	4- -2ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課
3	34	22の3- -1ハ	22-558	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
4	34	22の3- -1ハ	22-559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
5	34	22の3- -1ハ	22-560	雇用保険の基本手当等を受けることとなったときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
6	35	22の4-2-2	24-592	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
7	35	22の4-2-2	24-619	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
8	35	22の4-2-2	24-621	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
9	35	22の4-3-2	24-783	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
10	35	22の4-3-2	24-784	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
11	35	22の4-3-2	24-785	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
12	35	22の4-1-2ロ	24-925	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
13	35	22の4-1-2ロ	24-926	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 6. 20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
14	35	22の4-1-2口	24-927	高齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本年金機構）	高齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
15	35	22の4-4-2	24-928	高齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	高齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又は高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
16	35	22の4-4-2	24-929	高齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	高齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
17	35	22の4-4-2	24-930	高齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	高齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
18	41	24の4- -	29-158	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
19	41	24の4- -	29-159	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
20	50	26の4- -1	31-436	法定免除の非該当動契	国民年金保険料の法定免除該当届の動契する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業管理課
21	50	26の4- -2	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
22	50	26の4- -2	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
23	50	26の4- -2	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制度が変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
24	50	26の4- -2	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
25	50	26の4- -2	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
26	50	26の4- -2	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
27	50	26の4- -2	31-450	保険料納付の免除動契	国民年金保険料の免除を動契する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
28	50	26の4- -2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
29	50	26の4- -1	31-452	法定免除の該当動契	国民年金保険料の法定免除該当届の動契する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業企画課・事業管理課
30	60	31の4- -2	39-328	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R4. 6. 20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
31	60	31の4- -2	39-329	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
32	106	53- -1ヌ	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	独立行政法人日本学生支援機構	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生・留学生課
33	106	53- -1ヲ	81-29	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局学生・留学生課

**(参考)情報連携の試行運用を行う
事務手続の一覧(年金関係以外の手続)
(R4.6.20時点)**

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4. 6. 20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	3	3-20	2-486	健康保険組合管掌健康保険任意継続被保険者の 前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意 継続被保険者であった者の相続人であるとき の、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 保険課
2	26	19-1ウ	15-212	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施 機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓 練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に 関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は 職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・ 援護局保護課
3	26	19-2ウ	15-213	生活保護の申請にかかる事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保 護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓 練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に 関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は 職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・ 援護局保護課
4	26	19-3ウ	15-214	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府 県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓 練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に 関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は 職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・ 援護局保護課
5	26	19-4ウ	15-215	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都 道府県等（保護の実施機関）から受けるための 手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓 練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に 関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は 職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・ 援護局保護課
6	26	19-5ウ	15-216	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を 都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しく は受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓 練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に 関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は 職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・ 援護局保護課
7	26	19-6ウ	15-217	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護 費を都道府県等が受給者若しくは受給者であっ た者等から徴収するための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓 練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に 関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は 職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・ 援護局保護課
8	27	20-4	16-32	個人住民税の寡婦控除又はひとり親控除の適用	寡婦又はひとり親に該当する者が適用される寡 婦控除又はひとり親控除についての資格審査に 係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村課
9	56の2	30-1-リ	36の2-13	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体 の住民に係る情報提供等を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実 施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情 報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手す ることが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し て情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録 することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用 することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当)付参 事官(避難生活担 当)
10	56の2	30-1-ロ	36の2-14	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体 の住民に係る情報提供等を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情 報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手す ることが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し て情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録 することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用 することができる。)	市町村長	都道府県知事又は市 町村長	内閣府政策統括官 (防災担当)付参 事官(避難生活担 当)
11	56の2	30-1-ト	36の2-15	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体 の住民に係る情報提供等を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情 報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手す ることが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し て情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録 することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用 することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官 (防災担当)付参 事官(避難生活担 当)
12	56の2	30-1-ニ 30-1- ホ	36の2-16	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体 の住民に係る情報提供等を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及 び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健 福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族につ いての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう 知的障害者に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情 報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手す ることが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し て情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録 することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用 することができる。)	市町村長	都道府県知事、指定 都市の長又は中核市 の長	内閣府政策統括官 (防災担当)付参 事官(避難生活担 当)
13	56の2	30-1-ヌ	36の2-17	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体 の住民に係る情報提供等を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児 童扶養手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情 報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手す ることが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し て情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録 することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用 することができる。)	市町村長	厚生労働大臣又は都 道府県知事（都道府 県知事）	内閣府政策統括官 (防災担当)付参 事官(避難生活担 当)
14	56の2	30-1-ル	36の2-18	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体 の住民に係る情報提供等を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律 第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に 関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情 報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手す ることが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し て情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録 することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用 することができる。)	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官 (防災担当)付参 事官(避難生活担 当)

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4. 6. 20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
15	56の2	30-1-イ 30-1-ロ 30-1-ハ	36の2-19	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
16	56の2	30-1-チ	36の2-20	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
17	56の2	30-1-ヘ	36の2-21	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
18	56の2	30-2-リ	36の2-22	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
19	56の2	30-2-ヲ	36の2-23	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
20	56の2	30-2-ト	36の2-24	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
21	56の2	30-2-ニ 30-2-ホ	36の2-25	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法に関する知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
22	56の2	30-2-ヌ	36の2-26	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
23	56の2	30-2-ル	36の2-27	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
24	56の2	30-2-イ 30-2-ロ 30-2-ハ	36の2-28	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
25	56の2	30-2-チ	36の2-29	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用し、情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.6.20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
26	56の2	30-2-へ	36の2-30	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録すること、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
27	70	39- 3	49-32	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
28	71	39の2- 1	51-1	訓練手当の支給認定（申請者に係る確認）【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室
29	71	39の2- 1	51-3	訓練手当の支給認定（配偶者に係る確認）【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室
30	79	42- 1	57-142	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）- 対象労働者であることの確認（身体）	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課
31	79	42- 2	57-143	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）- 対象労働者であることの確認（精神）	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課
32	80	43- 1イ	59-162	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
33	87	44- 1ウ	63-256	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
34	87	44- 2ウ	63-257	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
35	87	44- 3ウ	63-258	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
36	87	44- 4ウ	63-259	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
37	87	44- 5ウ	63-260	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
38	87	44- 6ウ	63-261	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
39	90	44の4- 1	64-8	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の介護手当の支給に関する事務	介護保険給付との2重取り（不正受給）防止のために確認する事務	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	市町村長	厚生労働省健康局総務課
40	102の2	50- 1 50- 2	76-1	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	90	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
41	102の2	50- 1 50- 2	76-2	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	91	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
42	102の2	50- 1 50- 2	76-3	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	92	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
43	102の2	50- 1 50- 2	76-4	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	93	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
44	102の2	50- 1 50- 2	76-5	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	94	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
45	102の2	50- 1 50- 2	76-6	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	95	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
46	102の2	50- 1 50- 2	76-7	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	96	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課
47	102の2	50- 1 50- 2	76-8	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	97	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4. 6. 20時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
48	102の2	50- 1 50- 2	76-9	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	98	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (大腸がん検診(一次))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
49	102の2	50- 1 50- 2	76-10	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	99	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (大腸がん検診(精密))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
50	102の2	50- 1 50- 2	76-11	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	100	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (肝炎ウイルス検診(一次))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
51	102の2	50- 1 50- 2	76-12	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	101	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (肝炎ウイルス検診(精密))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
52	102の2	50- 1 50- 2	76-13	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	102	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (骨粗鬆症検診(一次))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
53	102の2	50- 1 50- 2	76-14	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	103	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (骨粗鬆症検診(精密))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
54	102の2	50- 1 50- 2	76-15	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	104	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (歯周疾患検診(一次))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
55	102の2	50- 1 50- 2	76-16	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	105	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 (歯周疾患検診(精密))	なし(健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報)	市町村民	市町村民	厚生労働省健康局健康課
56	108	55- 6ハ	84-192	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	自立支援医療受給者証	都道府県知事又は市町村民	都道府県知事又は市町村民	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
57	113	58- 1イ	91-7	高等学校等就学支援金の支給時(申請時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時(申請時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
58	113	58- 2イ	91-8	高等学校等就学支援金の支給時(届出時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時(届出時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
59	121の800~909	59の4- 1	101-2	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	市町村民	市町村民	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ